

入札心得

- 1 入札参加者は、仕様書等を熟知のうえ、入札しなければならない。
- 2 入札書、委任状は、所定の書式を使用しなければならない。
- 3 代理人が入札に参加するときは、入札前に委任状を提出しなければならない。
委任状のない入札は、無効となる。
委任状には、法人代表者の実印（印鑑証明書の印）と代理人の印を押印し、入札書には、委任状に押印した代理人の印と同一の印を使用しなければならない。
- 4 入札参加者、又は入札参加者の代理人は、当該入札について他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 5 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- 6 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- 7 入札金額の記載は、アラビア数字を用い、その頭部には「¥」マークを記載する。
- 8 入札時間に遅れた者は、入札に参加することができない。
- 9 入札執行回数は3回までとする。※入札書は3部準備すること。

無効の入札

- 1 入札に参加する資格を有しない者のした入札。
- 2 委任状を持参しない代理人のした入札。
- 3 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年、月、日と合わない入札。
- 4 入札書に記名押印（代理人の場合は代理人の印）を欠く入札。
- 5 入札書の表記金額を訂正した入札、又は¥マークの記載がない入札。
- 6 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札。
- 7 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札。
- 8 入札者が他の者の代理人を兼ね、又は代理人が2人以上の代理をしてなした入札。
- 9 同一事項について、2通以上の入札書が提出された入札。
- 10 郵送による入札。
- 11 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具による入札
- 12 再度入札（2回目・3回目の入札）の前の入札に不参加の物がした入札。
- 13 その他入札に関する条件に違反した入札。

落札者の決定

- 1 改札後、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とし、落札者の決定は保留する。
- 2 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者が2者以上あるときは、ただちに当該入札をした者にくじを引かせて落札候補者を決定するものとする。当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 3 落札の決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を有する者であるかを審査する。
- 4 落札候補者が入札参加資格を有する者であると確認した場合は、その者を落札者とし、落札決定を通知するものとする。
- 5 落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。

この場合、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とし、入札参加資格を有する者が審査する。以後、落札者が決定するまで同様の手続きを繰り返す。なお、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者が2人以上あるときは、2の審査順位により落札候補者とする。

入札の取りやめ等

入札参加者が談合し、又は不穏の行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは取りやめることがある。

辞退により、入札の執行前に入札しようとする者が1人となった場合、又は無効により、有効の入札者が1人の場合は、当該入札をとりやめことがある。

入札の辞退

入札をしようとする者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。入札を辞退した者は、辞退することにより以後の入札について不利益を被ることはない。

契約内容

落札者は、提示した契約書の内容で契約することを条件とする。